中小企業信用保険法第2条第5項第2号(①-イ)の規定に 基づく事業活動の制限に係る認定について

経済産業大臣により指定された事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的な取引により売上等が減少する中小企業者で区長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会の審査があります。

認定の要件

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 台東区内に事業所(主たる事業所、支店等)を有していること。
- 3 別に定める<u>指定事業者</u>*1と直接的に取引を行っており、かつ、指定事業者の事業活動に 20%以上依存していること。
- 4 指定事業活動の制限が開始された日以降、原則として最近1か月間の売上高等が 前年同月比10%以上*2減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の 売上高等が前年同期比10%以上*2減少することが見込まれること。 (売上減少または売上減少見込みともに、最近1か月間は申請する月の前月分とします。)
- *1 指定事業者は中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁HP http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

- *2 平成14年3月より、前年同期比20%以上の減少から緩和中です。
- ◆ 指定事業者への取引依存率 A÷B × 100 = 20%以上であること
- ◆ 最近1か月間の減少率 D-C × 100 = 10%以上であること
- ◆ 事業全体の減少率 (D+F) (C+E) × 100 = 10%以上であること D+F

少数点以下第2位切捨て (四捨五入ではありません)

必要書類

	<u> </u>		
1	法人/個人	申請書1枚	
2	法人/個人	確認書1枚	
3	法人/個人	最近1年間の指定事業者に対する取引額および同期間中の全取引額を確認	
		できる資料(得意先別売上台帳、仕入先別仕入台帳等)	
		※決算書等の集計ベースと一致していること	
		※売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの	
4	法人/個人	確認書の各月売上高を確認できる同一資料2期分(試算表、総勘定元帳等)	
		※1】売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの(1行書き等は不可)	
		※2】決算書等の集計ベースと一致している円単位の資料であること	
		例)法人の場合:法人税申告書等に添付の法人事業概況説明書と売上高を	
		確認できる資料(前期分)が千円単位で一致する 等	
		例)個人の場合:青色申告決算書の月別売上(収入)金額と売上高を	
		確認できる資料(前期分)が一致する 等	
5	法人/個人	確認書の今後2か月間の売上高の減少が見込まれる詳細な資料	
		※売上計画書、受注残高表等をお持ちください	
6	法人のみ	商業登記簿謄本(発行日から3か月以内の原本)	
7	法人	法人税申告書·決算書·勘定科目内訳明細書等控一式(2期分)	
		※税務署受付印のあるもの、又は電子申告の場合「メール詳細(受信通知内容)」が必要	
	個人	最新の確定申告書・青色申告決算書等控一式(2期分)	
		※税務署受付印のあるもの、又は電子申告の場合「メール詳細(受信通知内容)」が必要	
8	法人/個人	台東区内で事業を行っていることが確認できる書類	
		(賃貸借契約書、営業許可書、不動産建物謄本 等)	
9	法人	法人実印(訂正印用です)	
	個人	事業主の実印(訂正印用です)	
	法人/個人	許認可証 ※許認可が必要な業種についてのみ	
*	* 上記の他、必要に応じて書類を別途ご提出いただく場合がございますので、ご了承ください。		

留音占

- ・認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくことになります。
- ・特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、 経営安定保証の申込みを行うことが必要です。
- ・2号認定の手続きは事業者様からの予約が必要となりますので下記へお問合せください。

受付:台東区 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128

〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内1階